

県南広域振興局長告示第 54 号

生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)第 50 条の 2 の規定により、指定医療機関が診療所を廃止した旨次のとおり届出があった。

平成 19 年 4 月 6 日

県南広域振興局長 酒 井 俊 巳

医療機関の名称	所在地	廃止年月日
ささきクリニック	花巻市中北万丁目 836 番	平成 19 年 1 月 31 日
大内眼科クリニック	北上市柳原町四丁目 17 番 39 号	平成 19 年 2 月 28 日
きたかみ腎クリニック	北上市柳原町四丁目 15 番 9 号	〃
中里クリニック	一関市石畑 6 番地 29 号	〃
千厩ひかりクリニック	一関市千厩町千厩字石堂 13 番地 12	〃